

ヒトラーが感心したスターリンの外交術

僭越ながら高市総理の参考に

青木國彦¹

1939 年 9 月にドイツとソ連がポーランドを第 4 次分割した時のスターリンの対外宣伝術を紹介したい。それをヒトラーがすっかり感心した。

第 1 次大戦の結果独立したばかりのポーランドをドイツと提携して「絞め殺す」ことがレーニンの遺訓であった。それを念頭のに置いていたであろうスターリンは、1939 年 8 月 23 日締結の独ソ不可侵条約においてドイツとポーランド分割協定を結んだ(ほかにバルト諸国などをソ連の分け前として協定)。

その結果、9 月 1 日ドイツ軍が、約半月後ソ連軍がポーランドに侵攻し、分割占領した。遅れてソ連軍がポーランド侵攻を開始する際に独ソ共同コミュニケが発せられた。それは次のように作成された(ドイツ外交文書集)。

まずドイツ側がドイツ案を 9 月 17 日にソ連側に提示した。ドイツ案は次のとおりであった:

「ポーランド国家内部の維持不可能性およびその従来の領土に生活する諸民族の分解を考慮し、帝国政府とソ連政府はこれらの地域における政治的・経済的に維持不可能な状況を終わらせる必要があると考える。両政府は両者 [=独ソ] の当然の利益圏において平穏と秩序を回復し、自然な境界と生存能力のある経済組織の樹立という観点のもとにそこに新秩序をもたらすことを共同の課題と見なしている」。

これは独ソ不可侵条約に定められた利益圏に応じたポーランド分割であることを率直に示した。

この提案についてスターリンは、「我々 [ドイツ側] が提案した文面には、**事実があまりにも率直に**説明されているのであっさり同意を表明することはできない」と言い、「自らの手で新しい案を仕上げ、この案へのドイツ政府に同意を得るように求めた」。

スターリン案は次のとおりであった:

「ポーランドにおいて作戦中のドイツ軍とソビエト軍の任務に関する何らかの根拠のない噂を防止するためには、ドイツ帝国政府とソ連政府は、これら両軍の行動はドイツとソ連の利益に反し、またドイツとソ連の間で締結された不可侵条約の精神と字句に矛盾するいかなる目的も追求しないことを宣言する。全く逆にこれら両軍の任務は、ポーランド国家の崩壊によって破壊されたポーランドの秩序と平穏を回復し、ポーランド住民がその国家存在の諸条件を新たに整えることにある」。

確かにドイツ案は真実を「あまりにも率直に」表明し、スターリン案は真実を空々しい美辞麗句で巧みに覆い隠した。実際にはソ連はその取り分をすぐにソ連領に併合した。スターリン案の言うポーランドの「国家存在の諸条件を新たに整える」とはソ連に併合することであり、ポーランド国家の 4 回目の消滅であった。

ドイツ案とスターリン案は「ヒトラーに提示され、彼がすぐに[スターリン作とは知らずに]スターリン版に決し、“もちろんこれだ。あなた方はこれがはるかに良いと思わないのか？一体誰がこれを文章化したのだ？”と言った」と当時のドイツ側通訳の回想にある²。

スターリン案は事実経過に照らして明らかにデマ宣伝であっても、1939 年 9 月のポーランド侵略はドイツのみによるとの描写がいまだに少なくない研究者やマスコミ(ニュースやドキュメント番組)によってなされるように、実に効果的であった。もしソ連側がドイツ案を採用していたなら、その後のソ連の国際的立場を大きく不利にしたと思われる。

スターリン案の存在するデマ宣伝はもちろん参考にすべきではないけれども、外交においては「事実(あるいは内心)が**あまりにも率直に**」表明されることは思わぬ曲解を生んだり、攻撃手段を与えることになりかねない。特に経済力と軍事力に優位でない国の場合にはそれが持つ危険はなおさら大きい。

スターリンは自分の案を提案した際に、「古代ローマ人でさえ裸で戦いに行ったのではなく、**盾で防いだ**ことを忘れないでください。今日では、**巧妙に起草された政治的コミュニケ**がわが諸国民の世論から**我々を守るべき盾の役割**を果たしている」と言い添えた。

ヒトラーはスターリン案を「これがはるかに良い」と言ったが、その後の対ソ開戦理由付けを見ると感情むき出しであり、学習効果を発揮しなかった。しかもソ連を攻める時は英國と結ぶという彼自身が唱えた日露戦争の教訓(『我が闘争』)にさえも反した対ソ戦であった。

¹ 東北大学名誉教授

² Gustav Hilger (1955) *Wir und der Kreml*, Alfred Metzner